

## 東京経済大学公的研究資金の運営及び管理に関する規程

2011年4月1日 制定

2015年7月15日 改正

### (趣旨)

第1条 東京経済大学は、研究に関する本学諸規程、本規程及び社会規範に則り、公的研究資金を最大限に活用し、その成果を広く社会に還元するものとする。

### (定義)

第2条 この規程に定める公的研究資金とは、行政・他大学・他研究機関・企業等から受託又は寄付される資金をいう。

### (目的)

第3条 この規程は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関係法令・規程等に基づき、本学における公的研究資金に関する重要事項を定め、公的研究資金の厳正かつ適正な運営・管理を図ることを目的とする。

### (最高管理責任者)

第4条 公的研究資金の最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、公的研究資金の運営・管理について最終責任を負う。

### (統括管理責任者)

第5条 公的研究資金の統括管理責任者は、学術研究センター長とする。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

### (コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究資金のコンプライアンス推進責任者は、各学部選出の学術研究センター運営委員とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究資金の運営及び管理について実質的な責任と権限を持ち、次の役割を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する学部等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。

(2) 不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況

を管理監督する。

- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているかモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- 3 最高管理責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

( 本学の任務と責任 )

第7条 本学は、公的研究資金の運営・管理について、第3条に定める目的を達成するため、次の任務を遂行しその責任を負う。

- (1) 公的研究資金に関する機関全体としての厳正かつ適正な運営・管理を行うこと
- (2) 公的研究資金の運営・管理に関する自己点検・評価を行うこと
- (3) その他、第3条に規定する目的を達成するために必要なこと

( 教員の任務 )

第8条 教員は、受託又は寄付された公的研究資金による課題を真摯に遂行し、その成果を公表するなど社会に還元しなければならない。

( 事務局の任務及び主管部署 )

第9条 事務局は、最高管理責任者の指揮・監督のもと、公的資金の運営・管理を行うために教員と協働し、業務分掌・職務権限に基づき、公的資金を適切に執行しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、事務局の任務遂行にあたって、その責任と権限を持つ。

- 3 公的研究資金の運営・管理は、事務局の主管部署である研究課が中心となって行う。

( 研修等 )

第10条 最高管理責任者は、教職員に対して公的研究資金の運営・管理に関する研修等を行わなければならない。

( 公的研究資金の運営・管理に関する不正の防止 )

第11条 公的研究資金の運営・管理に係る不正の防止に関しては、別に定める。

( 内部監査 )

第12条 公的研究資金の運営・管理に関する内部監査は、学校法人東京経済大学内部監査規程に基づいて行うものとする。

( 公益通報の取扱い )

第13条 公益通報の取扱いについては、別に定める。

( 改廃 )

第14条 この規程の改廃は、学術研究センター運営委員会の発議に基づき、大学運営会議及び代議員会の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2015年（平成27年）7月15日から改正施行する。